

北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金の特例を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 3 7 号

北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金の特例を定める条例
施行規則の一部を改正する規則

北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金の特例を定める条例施行規則（平成 2 5 年四日市市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金免除申請書

年 月 日

四日市市長

申請者

北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金の特例を定める条例施行規則
第2条の規定により、下記の 年度分北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町
村交付金の免除を申請します。

記

交付金額 _____ 円

第2号様式（第3条関係）

北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金免除決定通知書

四日市市指令 第 号
年 月 日

申請者

様

四日市市長

年 月 日付けで申請のあった北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金免除について、下記のとおり決定したので、北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金の特例を定める条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

交付金免除額 円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市補助金等交付規則 (昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号)	(略)	
四日市市役所庁舎の庁内取締りに関する規則（昭和 3 5 年四日市市規則第 8 号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市補助金等交付規則 (昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号)	(略)	

<u>北勢地方卸売市場に係る国有 資産等所在市町村交付金の特 例を定める条例施行規則（平 成 2 5 年四日市市規則第 1 9 号）</u>	<u>第 1 号様式</u>	
四日市市役所庁舎の庁内取締 りに関する規則（昭和 3 5 年 四日市市規則第 8 号）	（略）	
（略）		

（財政経営部資産税課）